

役場・支所敷地内禁煙の お知らせ



平成22年5月1日から、
美波町役場及び支所の敷地内
は、禁煙となっています。

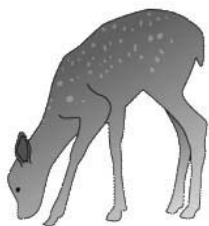
役場は、多数の方が利用する施設であるため、受動喫煙（他人の吸った「たばこ」の煙を吸わされること）の防止に努めなければならないとされています。

このため、美波町におきましても、受動喫煙の防止を徹底し、喫煙による健康被害を防止するため、5月1日から美波町役場及び支所の敷地内を禁煙としました。

皆様には趣旨をご理解のうえ、敷地内禁煙にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

狩猟免許取得支援助成金

有害鳥獣による農林水産物被害の防止・軽減を目的として新たに狩猟免許取得に要する経費の一部について、予算の範囲内で助成を行います。



■ 助成対象

町内に住所を有する者で、当該年度に新規で狩猟免許を取得した者

■ 助成金額

講習受講料及び免許試験手数料の一部
(上限9,500円)

■ 申請に必要なもの

申請書、狩猟免許写し、講習会手数料領収書写し、受験手数料領収書写し

※助成を受け取るには、申請が必要です。

【お問合せ先】

役場産業振興課 ☎ 77-3617

広報みなみ 4月号P9「美波町役場組織職員配置表」で誤りがありましたので、次の通り訂正しお詫び申し上げます。

赤松保育園 (誤) → ☎ 79-3001
(正) → ☎ 79-3002

日和佐病院からお知らせ

6月から神経内科外来の診察日が
変更になります。

診察日：第1・第3木曜日

診察時間：午後2時～午後5時

※診察は予約制です。

住宅に住宅用防災警報器等が 必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）

設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



■ 義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

■ 設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

■ 住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

■ 設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

■ 悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- A C電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】

海部消防組合 総務課 予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所 予防係 ☎0884-77-0999